

【別紙3】交流プラザ料金体系

名称	室名	区分	基準額 (円)	冷暖房基準額 (円)	備考
中央交流プラザ (8:30~22:00)	視聴覚音楽室	1時間につき	350	50	
	会議室1	1時間につき	100	50	
	会議室2	1時間につき	150	50	
	会議室3	1時間につき	200	50	
	和室1	1時間につき	350	50	
	談話室	1時間につき	150	50	
	大講堂	1時間につき	2,200	700	
	ステージ	1時間につき	500	100	
	2階ロビー	1時間につき	100	200	
	会議室4	1時間につき	350	50	
	会議室5	1時間につき	350	50	
	会議室2室利用	1時間につき	550	100	
	技能実習室	1時間につき	350	100	
	研修室	1時間につき	350	100	
	和室2	1時間につき	200	50	
	栄養実習室 ※	1時間につき	700	100	※終日使用(8:30~22:00) 7,700
	講座室1号 ※	1時間につき	450	50	※終日使用(8:30~22:00) 4,950
	講座室2号 ※	1時間につき	450	50	※終日使用(8:30~22:00) 4,950
講座室2室利用 ※	1時間につき	700	100	※終日使用(8:30~22:00) 7,700	
備考 1 営利を目的とするときの基準額は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者(市外官公庁は除く。)であるときの基準額は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。					
名称	室名	区分	基準額 (円)	冷暖房基準額 (円)	備考
仙崎交流プラザ (8:30~22:00)	会議室1	1時間につき	300	100	
	会議室2	1時間につき	500	200	
	調理実習室	1時間につき	350	100	
備考 1 営利を目的とするときの基準額は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者(市外官公庁は除く。)であるときの基準額は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。					
名称	室名	区分	基準額 (円)	冷暖房基準額 (円)	備考
俵山交流プラザ (8:30~22:00)	講堂	1時間につき	600	150	
	会議室	1時間につき	350	100	
	つどいの部屋	1時間につき	150	50	
	和室	1時間につき	150	50	
	図書館(会議室として利用)	1時間につき	100	50	
	調理実習室	1時間につき	150		
備考 1 営利を目的とするときの基準額は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者(市外官公庁は除く。)であるときの基準額は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。					
名称	室名	区分	基準額 (円)	冷暖房基準額 (円)	備考
三隅交流プラザ (8:30~22:00)	老人託児室	1時間につき	200	50	8時30分から22時まで
	生活改善実習室	1時間につき	500	100	
	ホール・展示室(1階)	1時間につき	600	100	
	視聴覚室	1時間につき	600	100	
	生活改善室	1時間につき	300	100	
	会議室	1時間につき	300	100	

研修室	1時間につき	500	200	
ホール(2階)	1時間につき	150		
交流室	1時間につき	150	100	
多目的ホール	1時間につき	400		
ステージ	1時間につき	200		

備考

- 1 営利を目的とするときの基準額は、定額の4倍の額とする。
- 2 主たる使用者が市外の者(市外官公庁は除く。)であるときの基準額は、定額の5割増とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	室名	区分	基準額 (円)	冷暖房基準額 (円)	備考
宗頭交流プラザ (8:30~22:00)	研修室	1時間につき	250	100	
	和室 (1階)	1時間につき	100	50	
	交流室1	1時間につき	250	50	
	交流室2	1時間につき	250	50	
	交流室2室利用	1時間につき	500	100	
	調理実習室	1時間につき	200		
	野外炊飯場	1時間につき	200		
	体験工房	1時間につき	200	50	
	浴室	1人につき	100		

備考

- 1 宿泊 (22:00から翌日の8:30まで) を伴うときは、1人1泊につき次の額を徴収する。
(1) 18歳以下の者 200円
(2) その他の者 500円
- 2 宿泊は5名以上の団体が利用する場合に認める。
- 3 宿泊料には、浴室基準額を含む。
- 4 営利を目的とするときの基準額は、定額の4倍の額とする。
- 5 主たる使用者が市外の者(市外官公庁は除く。)であるときの基準額は、定額の5割増とする。
- 6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	室名	区分	基準額 (円)	冷暖房基準額 (円)	備考
日置交流プラザ (8:30~22:00)	多目的ホール	1時間につき	400	300	
	ステージ	1時間につき	200		
	農事相談室	1時間につき	200	50	
	実習娯楽室	1時間につき	200	50	
	茶道生花教室	1時間につき	250	50	
	視聴覚室	1時間につき	350	100	
	講座室	1時間につき	400	100	
	生活改善実習室	1時間につき	350		
	農事研修室	1時間につき	500	100	

備考

- 1 営利を目的とするときの基準額は、定額の4倍の額とする。
- 2 主たる使用者が市外の者(市外官公庁は除く。)であるときの基準額は、定額の5割増とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	室名	区分	基準額 (円)	冷暖房基準額 (円)	備考
油谷中央交流プラザ (8:30~22:00)	研修室1	1時間につき	400	100	
	研修室2	1時間につき	200	50	
	研修室2室利用	1時間につき	600	150	
	研修室3	1時間につき	100	50	
	和室	1時間につき	200	50	
	栄養実習室	1時間につき	550	100	
	健康増進室	1人につき	100		
	会議室1	1時間につき	150	50	

会議室2	1時間につき	200	50
会議室3	1時間につき	150	50
会議室4	1時間につき	100	50

備考

- 1 シャワーを利用するときは、1回につき100円を徴収する。
- 2 営利を目的とするときの基準額は、定額の4倍の額とする。
- 3 主たる使用者が市外の者(市外官公庁は除く。)であるときの基準額は、定額の5割増とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	室名	区分	基準額 (円)	冷暖房基準額 (円)	備考
宇津賀交流プラザ (8:30~22:00)	会議室	1時間につき	150	50	
	研修室	1時間につき	400	100	
	和室	1時間につき	200	50	
	調理自習室	1時間につき	350		

備考

- 1 営利を目的とするときの基準額は、定額の4倍の額とする。
- 2 主たる使用者が市外の者(市外官公庁は除く。)であるときの基準額は、定額の5割増とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	室名	区分	基準額 (円)	冷暖房基準額 (円)	備考
向津具交流プラザ (8:30~22:00)	研修室	1時間につき	400	100	
	調理自習室	1時間につき	200	50	
	和室	1時間につき	200	50	

備考

- 1 営利を目的とするときの基準額は、定額の4倍の額とする。
- 2 主たる使用者が市外の者(市外官公庁は除く。)であるときの基準額は、定額の5割増とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。